

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

平成 2 5 年度第 2 回総会議案書

日 時 : 平成 26 年 1 月 24 日(金) 13 時 30 分～
場 所 : J A 福島ビル「4 0 3 会議室」

目 次

議案第 1 号 平成 2 5 年度歳入歳出補正予算（案）について 1

議案第 2 号 平成 2 6 年産米の需給調整の取組推進（案）について.... 1 3

議案第1号 平成25年度歳入歳出補正予算(案)について

平成25年度歳入歳出補正予算書総括表

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

【福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計】

(単位：千円)

区 分		予算額	補正額	予算差異
会 計 区 分	科 目	①	②	① + ②
Ⅰ 水田農業改革支援事業(経営所得安定対策推進事業費)補助金等会計	歳入額	1,648,700	0	1,648,700
	歳出額	1,648,700	0	1,648,700
	差引残高	0	0	0
Ⅱ 攻めの農業実践緊急対策補助事業基金会計	歳入額	0	1,273,636	1,273,636
	歳出額	0	1,273,636	1,273,636
	差引残高	0	0	0
会 計 合 計	歳入額	1,648,700	1,273,636	2,922,336
	歳出額	1,648,700	1,273,636	2,922,336
	差引残高	0	0	0

【補正内容】

①Ⅱ攻めの農業実践緊急対策補助事業基金会計

- ・25年度の国の補正予算で新設

I 水田農業改革支援事業(経営所得安定対策推進事業費)補助金等会計歳入歳出予算

1 歳入の部

(単位:千円)

科 目		年度初 予算額	補 正 額		補正後 予算額	備 考
大 科 目	中 科 目		増	減		
1 補助金	1 水田農業改革支援事業補助金	15,000	0	0	15,000	
	2 福島県営農再開支援事業補助金	30,000	0	0	30,000	
2 負担金	1 負担金	2,700	0	0	2,700	県 1,350 中央会 1,350
3 前年度繰 越金	1 一般管理費繰越金	1,000	0	0	1,000	
4 地域間 調整料金	1 受入調整料金	1,600,000	0	0	1,600,000	
歳 入 合 計 (A)		1,648,700	0	0	1,648,700	

2 歳出の部

(単位:千円)

科 目		年度初 予算額	補 正 額		補正後 予算額	備 考
大 科 目	中 科 目		増	減		
1 管理費	1 一般管理費	18,500	0	0	18,500	
	2 営農再開支援活動費	30,000	0	0	30,000	
2 専門部 会費	1 飼料用米部会活動費	100	0	0	100	
	2 稲WCS部会活動費	100	0	0	100	
3 地域間 調整料金	1 支払調整料金	1,600,000	0	0	1,600,000	
歳 出 合 計 (B)		1,648,700	0	0	1,648,700	

3 差引残高(A-B)

0千円

Ⅱ 攻めの農業実践緊急対策補助事業基金会計歳入歳出予算

1 歳入の部

(単位:千円)

科 目		年度初 予算額	補正後		補正後 予算額	備 考
大 科 目	中 科 目		増	減		
1 補助金	1 攻めの農業実践緊急対策 補助事業基金	0	1, 273, 636	0	1, 273, 636	
歳 入 合 計 (A)		0	1, 273, 636	0	1, 273, 636	

2 歳出の部

(単位:千円)

科 目		年度初 予算額	補正後		補正後 予算額	備 考
大 科 目	中 科 目		増	減		
1 基金繰入	1 攻めの農業実践緊急対策 補助事業基金繰入	0	1, 273, 636	0	1, 273, 636	
歳 出 合 計 (B)		0	1, 273, 636	0	1, 273, 636	

3 差引残高(A-B)

0 千円

【攻めの農業実践緊急対策補助事業基金】

平成26年3月末見込み基本財産基金額

- ・ 年度始現在高 0 円
- ・ 年度中増加高 1, 273, 636, 000 円
- ・ 年度中減少高 0 円
- ・ 3月末現在高 1, 273, 636, 000 円

基本財産基金運用明細

預金

1, 273, 636, 000 円

攻めの農業実践緊急対策

【35,000百万円】

対策のポイント

低コスト・高収益な産地体制への転換を図るため、生産体制、流通加工体制の効率化等に計画的に取り組む産地を総合的に支援します。

<背景／課題>

- ・攻めの農業を実現し、所得の向上を図るためには、低コスト・高収益な産地体制に転換することが不可欠です。
- ・このためには、水田フル活用の推進とともに、中山間地域などの地理的条件や担い手の状況に応じて、その地域での最適な作付体系に転換するなど、営農の改革に取り組むことが重要であり、機械利用体系の効率化や高収益な作物への作付転換等への支援が必要です。

政策目標

機械利用体系の効率化等による農産物の生産コスト1割削減 等

<主な内容>

1. 効率的な生産体制等への転換支援

地域で進められつつある攻めの農業を実践する取組を後押しするため、水田フル活用をはじめ、改革に取り組むあらゆる営農を対象に、効率的な機械利用体系の構築に必要な大型機械の導入や既存機械の再利用等を支援します。

また、条件不利地域等における高収益な生産体制への転換を推進するため、収益性の高い作物への作付転換に必要な機械・設備の導入等を支援します。

（交付率：基金管理団体への交付は定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）
事業実施主体：地域農業再生協議会）

2. 効率的な流通加工処理体制への転換支援

効率的流通加工体制づくりに向け、既存の集出荷施設や加工施設の再編合理化を推進するため、施設の機能向上や既存施設の有効活用を図るために必要な設備の導入等を支援します。

（交付率：基金管理団体への交付は定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）
事業実施主体：農業者団体、民間事業者等）

[お問い合わせ先：生産局総務課生産推進室（03-3502-5945）]

攻めの農業実践緊急対策

【25年度補正予算:35,000百万円】

低コスト・高収益な産地体制への転換を図るため、生産体制、流通加工体制の効率化等に計画的に取り組む産地を総合的に支援します。

事業内容

低コスト・高収益な生産体制への転換を加速化するため、機械利用体系の効率化や高収益作物への作付転換を支援します。

また、集出荷施設や加工処理施設の再編合理化を推進するため、機能向上等に必要な設備の導入等を支援します。

支援内容

(1) 支援の対象となる取組

- ① 効率的機械利用体系を構築する取組(機械のリース導入や既存機械の再利用等に要する経費)
- ② 高収益品目に作付転換する取組(機械のリース導入や簡易な農地整備等に要する経費)
- ③ 集出荷施設等の再編合理化を行う取組(施設の機能向上や有効活用のための設備のリース導入等に要する経費)
- ④ その他地域が一体となって行う取組(技術習得、検討会開催等事業推進に要する経費等)

(2) 協議会が支援を行う場合の補助率

機械・設備のリース導入等は1/2以内(本体価格)、事業推進等は定額

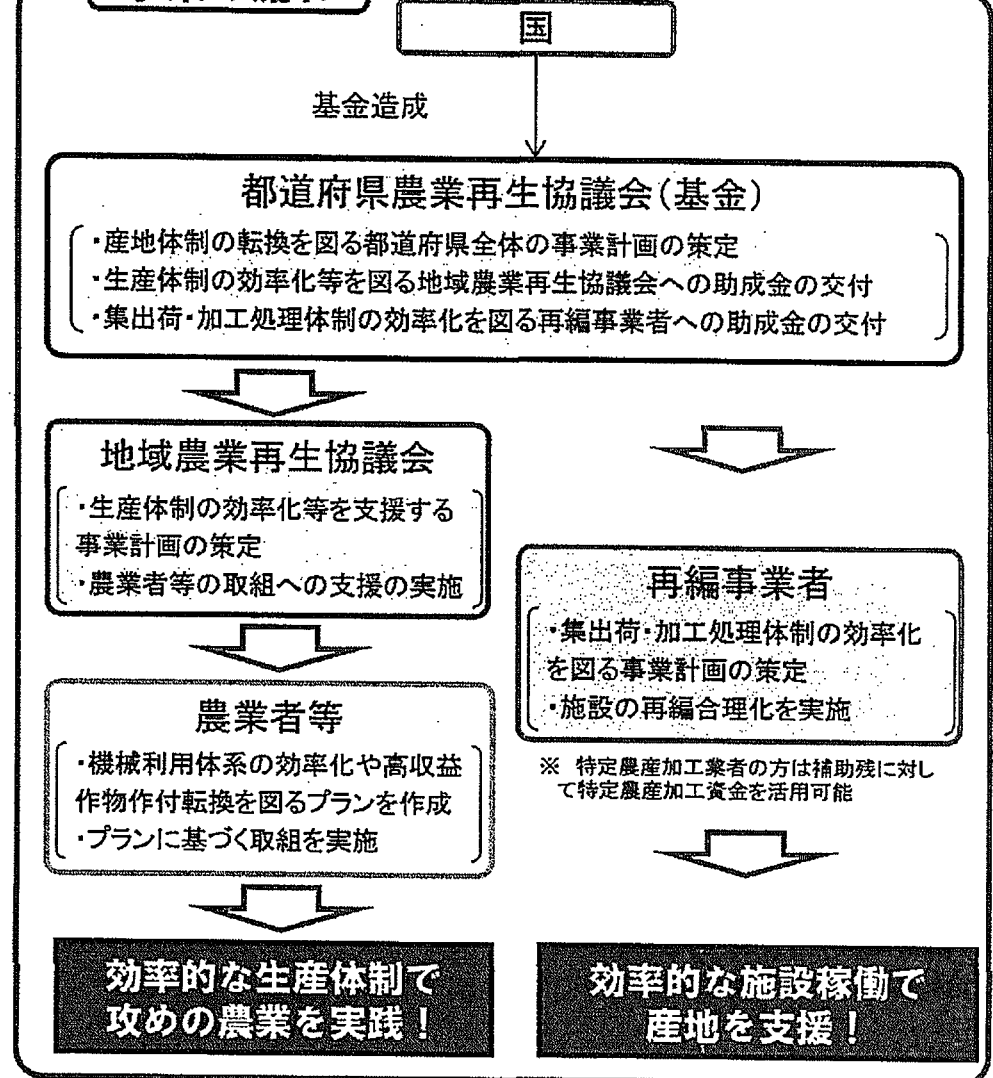
※ 認定農業者の方は補助残に対してスーパーL資金を活用可能。

交付先

都道府県農業再生協議会に一括で基金を造成します。

※ 県協議会への造成額は、当該県の農地面積、地域農業再生協議会の数等に応じて算定される金額の範囲内とします。

事業の流れ



攻めの農業実践緊急対策の具体的支援イメージ

1 作付体系の効率化への支援

一丸となって作付体系の効率化に計画的に取り組む地域に対し、担い手の大型農業機械のリース導入や、非担い手の高収益作物への転換を支援します。

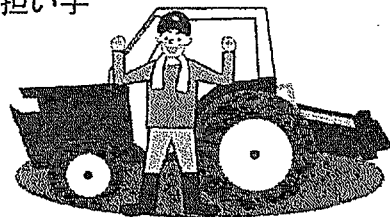
地域農業再生協議会が地域の実情を踏まえて作付体系効率化の取組に対する支援メニューを決定。

農業者は地域での話し合いを通じて、作付体系の効率化に向けた地域での実行プランを作成。

地域農業再生協議会は、実行プランを提出した農業者等に対し支援メニューに沿って助成金を交付。

〔具体的支援例〕

担い手



農作業を集約して効率的な農業を実現したい！

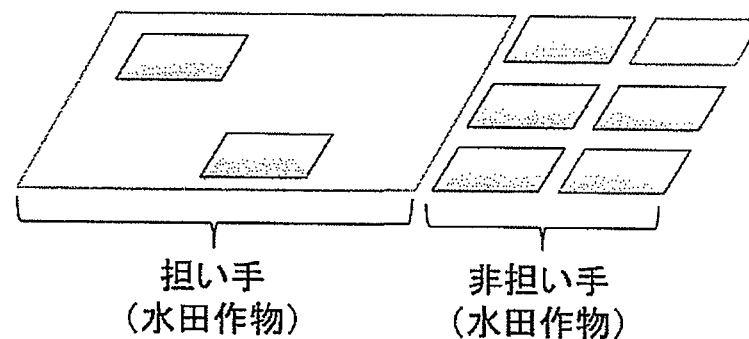
規模拡大に対応した大型農業機械のリース導入を支援します。(補助率:1/2)

非担い手

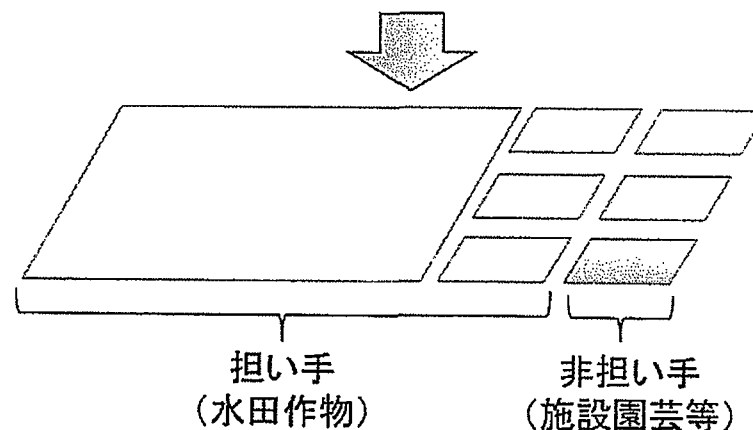


お米は担い手に任せるけど農業を続けたい！

野菜等への転換に必要なパイプハウス用の資材費や簡易な排水対策に必要な費用を支援します。(補助率:定額)

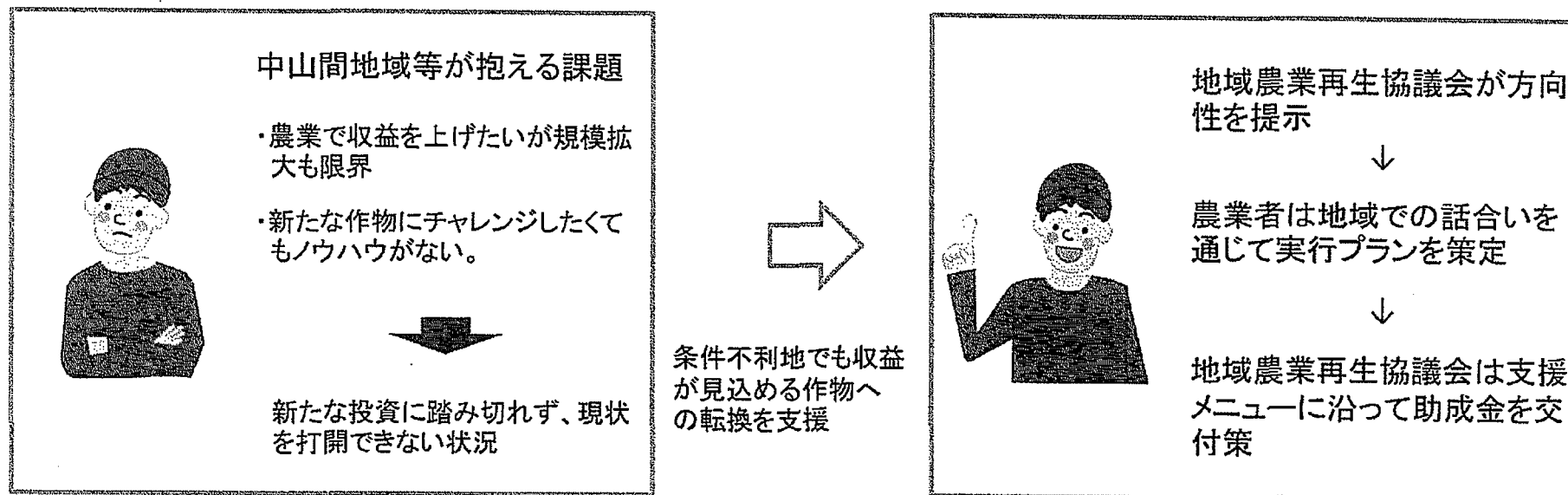


担い手による効率的な生産を実現しつつ、非担い手も引き続き農業を継続できる効率的な作付体系へ転換



2 中山間地域等での高収益作物等導入への支援

野菜や薬用作物といった高収益作物等の導入に地域一体となって取り組む農業者に対し、農業機械のリース導入や、簡易な栽培環境の整備の取組を支援します。



〔具体支援例〕

地域での推進活動
(補助率:定額)



協議会が行う検討会
や説明会の開催費

機械・設備のリース導入
(補助率:1/2)

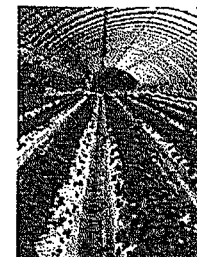


新規作物用
農業機械

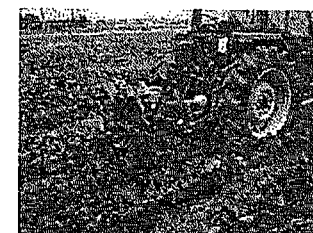


出荷用の設備

簡易な栽培環境の整備
(補助率:定額)



パイプハウス用の
資材費



弾丸暗渠や心土破碎
の作業労賃

3 施設の再編合理化への支援

複数の施設の再編合理化に取り組む事業者に対し、機能高度化に必要な設備のリース導入や、施設の用途変更のための設備のリース導入等を支援します。

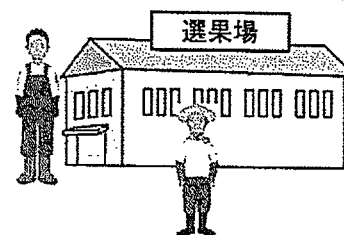
施設の統廃合を行う事業者が再編事業計画を作成し都道府県農業再生協議会に申請。

都道府県農業再生協議会、国は内容が適切と認める場合は、これを承認。

都道府県農業再生協議会から事業者に助成金を交付

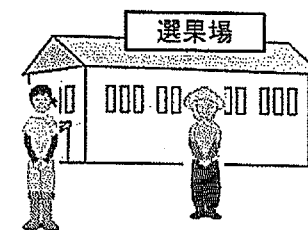
〔具体支援例〕

- 施設の機能強化への支援(補助率:1/2)
 - ・ 再編後の基幹となる施設の機能強化に必要な設備のリース導入に必要な経費
- 施設の用途変更等への支援
 - ・ 施設の用途変更に必要な設備のリース導入に必要な経費(補助率:1/2)
 - ・ 不用となった設備の撤去費用(補助率:1/3)
- 新たな体制の定着に向けた支援(補助率:定額)
 - ・ 検討会の開催費



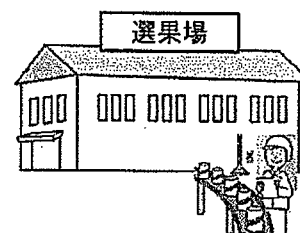
【再編前】

人力での作業工程が多く、人件費が多。老朽化し、光熱費等の経費多大

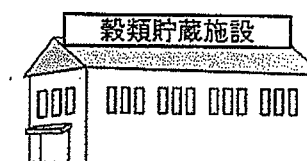


↓
農家の施設利用料金の負担大

施設を統合し、基幹施設を高度化するとともに、既存施設を再利用



基幹施設に自動選別設備を導入



設備を一部撤去し、用途変更

【再編後】

省力化の実現により人件費削減、既存施設の有効利用

↓
施設運営コストの削減により、農家の施設利用料金の負担軽減

支援措置の内容と要件等について

	支援内容・補助率	要件等
機械リース導入	生産効率化又は高収益転換のため、必要となる農業機械及び農業用設備のリース導入 補助率: 1/2以内(本体価格)	1台(又は1式)50万円以上 対象は限定せず(ただし、農業用専用) 精算払い
機械再利用	生産効率化のため、担い手に利用を一元化する農業機械の補改修 補助率: 1/2以内(領収書で確認)	原則、耐用年数以内のものを対象 担い手への無償譲渡が必須 精算払い
機械廃棄	生産効率化のため、不要となる農業機械の廃棄 補助率: 1台上限2万円以内(領収書等で確認)	原則、耐用年数超えるものを対象 適正な廃棄が必須 精算払い(定額)
施設再編合理化	集出荷・加工合理化のため、農業用施設の機能集約や用途変更に向けた設備の導入・廃棄 補助率: ①用途変更に必要な設備のリース導入 1/2以内 ②既存設備の廃棄 1/3以内 (領収書で確認)	土地建物は含めず 集出荷・加工合理化に資するものに限定 精算払い 用途変更への助成は農業専用施設への変更に限る。(例: 車庫は対象外であるが、農機具格納庫は対象)
高収益転換 (簡易農地整備)	高収益転換のため、必要となる小規模基盤整備に係る労賃、資材費、機械利用費 補助率: 定額(1/2相当)(領収書で確認)	工事費は対象外(自力施工は認める) 精算払い 土壌土層改良、園地整備、簡易ハウス設置等
ソフト	生産合理化、集出荷・加工合理化、高収益転換のための検討会の開催等 補助率: 定額(1/2相当)	事業実施主体は再生協又は再編事業者 精算払い
協議会事務費	会議の開催費用、通信費等	概算払い

強い農業づくり交付金との違い

	強い農業づくり交付金	攻めの農業実践緊急対策
支援の考え方	産地の競争力を向上させるため、地域の創意工夫を活かしたハード支援(地方分権的)	産地の再編合理化を通じたコスト削減等を図るため、国の意向を踏まえたセミハード中心支援(国主導的)
支援対象	共同利用施設等の整備	農業機械や農業用設備のリース導入等
支援ルート	都道府県向けの交付金	都道府県農業再生協議会向けの基金造成
支援期間	原則、単年度	複数年の計画的・弾力的支援
成果目標	品目別に設定(コスト削減のほか、品質向上など幅広い目標設定)	生産コスト(費用合計)や出荷加工コストの削減 高収益体制の活用率
支払時期	交付決定前着工が一般的 概算払いが一般的	精算払い
施設の再編利用	稲・麦・大豆、野菜・果樹(集出荷)、茶(加工)、いもでん粉、乳業のみ	品目特定せず
設備の廃棄	いもでん粉、乳業のみ	品目特定せず
補助率	原則1/2以内	1/2以内(導入)、1/3以内(廃棄) 定額(1/2相当)(ソフト)など

攻めの農業実践緊急対策事業の県別基金造成額（上限額）の考え方

品目横断的な対策であり、全国的な取組を期待しているものであることから以下の考え方に基づき、上限額を算定することとする。

1 全国一律の要素（35億円）

全国的な取組を期待する観点から、農業生産規模の比較的小さい都道府県にも一定額の基金造成が可能となるよう、一律7,500万円を算定要素とする。

2 協議会数の要素（16億円）

本事業は、地域の実情を踏まえた対応を促進するため、地域での検討会の開催等を助成対象としているところ。

これを踏まえ、検討会の開催単位となる地域再生協議会等の数に100万円を乗じた額を算定要素とする。

3 農業生産規模の要素（300億円）

① 農地面積の要素

品目横断的な対策であることから、作物種は問わず、農地面積に応じた額を算定要素とする。

この際、担い手による効率的な生産体制の移行が急務となっている水田について、重点化することとし、水田面積に1.0万円/ha、普通畑面積に0.3万円/haをそれぞれ乗じた額を算定要素とする。

② 粗生産額の要素

生産規模が農地面積とリンクしにくい畜産物と園芸作物について、算定に反映させるため、25億円をこれらの粗生産額のシェアで割り戻した額を算定要素とする。

平成25年度補正予算
攻めの農業実践緊急対策事業の配分（案）

（単位：千円）

		配分額
東北		
	福島	1, 273, 636

議案第2号 平成26年産米の需給調整の取組推進（案） について

平成26年1月24日
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

1 26年産米の生産数量目標確保に向けた対応の考え方

平成26年産米については、国から本県に配分された生産数量目標が25年産米対比7,440トン（2.1%）減の348,420トンとなったことを踏まえ、引き続き、水田をフルに活用しながら需要に即した米生産を進めるため、生産数量目標の外数となる非主食用米について、以下のとおり推進するものとする。

（1）政府備蓄米の県別優先枠2万トンのフル活用を推進

- ア 国は26年産政府備蓄米の買入予定数量を25万トンとし、本県に対しては20,000トンの県別優先枠を設定した。
- イ 政府備蓄米は、販売先等の不安がないことや価格面での優位性があることから、本県に配分された県別優先枠をフル活用し、作付再開地域の生産を後押しするとともに、その他地域においても需給調整の取組として積極的に推進する。

（2）実需と結びついた加工用米の生産を拡大

- ア 加工用米は、酒造用の掛米など県内酒造業等から安定した需要が見込まれている。
- イ 今後も安定した生産を確保するため、地域流通加工用米と複数年契約の取組みを引き続き産地交付金を活用して推進する。

（3）実需と結びついた飼料用米の生産を拡大

- ア 飼料用米は、販売価格や流通コスト面での課題があるものの、自給飼料として需要の拡大が期待され、食糧自給率向上や米の需給調整の手段として有効なことから、産地交付金による支援を拡大し推進する。
- イ 新たに導入される水田活用の直接支払交付金「数量払い」に対応し、品種や地域条件を踏まえた適正な収量水準の確保に努めるとともに、多収性の専用品種の導入については、団地化など生産体制の整備と一体的に推進する。

2 推進の方策

- （1）生産者の収益を確保するため、引き続き経営所得安定対策の加入を推進するとともに、産地交付金を有効に活用し、非主食用米への作付誘導を図る。

- (2) 国の25年度補正予算で措置される「攻めの農業実践緊急対策事業」等を活用し、効率的な生産体制・流通加工体制の構築により低コスト・高収益な産地体制への転換を支援する。

3 地域間調整（方針作成者間調整）の考え方

(1) 取り組み方針

26年産米については、生産数量目標が大幅に減少する一方で、作付再開地域は拡大しているものの、依然として、本県は東日本大震災や原発事故の影響により作付できない地域が見込まれる。

このため、国から配分された生産数量目標の確保と震災等により被災した稲作農家の所得確保をはかるため、政府備蓄米等の活用を進めるとともに、作付できない地域と米の生産余力のある地域との間で、生産数量目標の方針作成者間調整を実施し、県内水田を最大限に活用した需要に応じた米生産に取り組むものとする。

(2) 調整の進め方

- ア 生産数量目標の調整は、基本は地域内（JA内等）での農業者間調整を優先して行う。
- イ 地域内で調整しきれない場合には、県内での地域をまたいだ方針作成者間調整を行う。
- ウ 出し手超過の場合の調整は、受け手数量を津波・地震の被災地優先に配分し、残り数量は他の出し手希望方針作成者（または地域再生協議会）に按分して調整する。
- エ 県内で調整しきれない出し手数量は、他都道府県方針作成者との調整をすすめる。

(3) 方針作成者間調整の手順

- ア 地域再生協議会等において、26年度水田農業対策への取り組み方針を決定し、方針作成者間調整を実施する場合は、生産者意向調査を早期（2月～3月上旬）に実施し、3月14日(期限厳守)までに県推進会議に必要数量を申し出る。
- イ 県推進会議は各方針作成者等から、必要数量を受け付け、3月末日までに、出し手と受け手の合計数量に応じて配分数量を決定し、方針作成者等へ確定数量として通知し、4月に確認書を締結する。
- ウ 確認書締結後に再調整が必要となった場合は、当事者間で調整を行う。
なお、再調整は方針作成者（または地域再生協議会）の責任において行う。
- エ 出し手数量に残量が生じた場合は、他都道府県との調整（県外方針作成者間調整）を進める。

(4) 地域間調整のスケジュール

- ・25年12月25日 県から各市町村への生産数量目標配分(文書通知)

- ・26 年 1 月
 - ・県推進会議における調整料金等の決定
 - ・各地域再生協議会等による 26 年度対応の決定
- ・26 年 3 月 14 日 方針作成者間意向調査の取りまとめ
- ・26 年 3 月末日 県内方針作成者等との調整数量の確定
- ・26 年 4 月 確認書(協定書)締結
 - ※ 確認書締結後に再調整を行った場合は、修正確認書を締結

(5) 調整料金

〔県内受け手の調整料金〕

県内受け手の調整料金については、生産調整達成者メリットである経営所得安定対策の米の直接支払交付金が従来の半額となる 10 a 当たり 7,500 円に削減されること、多くの市町村の賃借料を見ると 10 a 当たり 15,000 円～10,000 円と想定されること等を勘案し、調整料金は従来（30 円/kg）を引き下げ、**20 円/kg**とする。

〔県外方針作成者間調整の調整料金〕

基準単価を設けず、提示された単価の高い方針作成者から優先的に調整を行うこととする。

〔県内出し手への調整料金の支払い〕

出し手調整料金の設定については、譲渡する市町村の公平性をはかるため、県内受け手調整料金と都道府県間調整料金を合わせて算出した平均単価とする。但し、出し手超過となった場合は、津波・地震の被災地に対する基準単価での精算を優先する。

平成26年度産地交付金について（案）

平成26年 1月24日

1 産地交付金とは

地域の実情に即して、水田で生産する麦・大豆等の戦略作物の生産性向上等の取組や、野菜等の地域振興作物の生産を支援するものであり、平成24年度の農業者戸別所得補償制度の本格実施に併せて産地資金として創設された。平成26年度からは、産地交付金に名称が変更される予定である。

都道府県は、国から配分された資金枠の範囲内で助成内容を設定できる。また、都道府県の判断によっては配分枠をさらに地域農業再生協議会等に配分し、地域独自に助成内容を設定することができる。

なお、交付金は国から事業の加入者に直接交付される。

2 福島県への年度別枠配分

（単位：百万円）

年 度	配分額	内 訳	
23年度	6 2 8	221	その他作物の作付実績に応じた配分
		363	22年度モデル対策の激変緩和調整枠
		21	畑地における麦、大豆への配分
		23	生産数量目標減少量に応じた配分
24年度	6 6 3	前年度内訳 +35	生産数量目標減少量に応じた配分
25年度	7 1 3 (当初)	前年度内訳 +50	生産数量目標減少量に応じた配分
26年度	1, 2 1 6 (当初) 内 産地戦略枠 5 7 4	前年度内訳 +503	生産数量目標減少量に応じた配分 主食用米以外の作付面積に応じた配分

3 各関係機関の役割

- (1) 県
産地交付金の助成内容の設定
- (2) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議
産地交付金の助成内容の設定に関する支援
- (3) 地域農業再生協議会等
県からの枠配分の範囲内での助成内容の設定、対象作物の要件確認

4 平成26年度産地交付金の活用方法

戦略作物の生産性向上等の取組推進や地域振興作物の生産拡大など、地域の実情に応じた作物の振興に活用する。

特に、東日本大震災により減少した水稻の作付面積の拡大を図り、水田機能を最大限に活用するため、主食用米の需給調整の取組として有効な備蓄米等の取組みや、県内で一定の需要が見込まれている加工用米及び需要の拡大が期待できる飼料用米等を推進する。

(1) 配分の考え方

ア 県域枠の設定

【当初配分】

(ア) 加工用米助成（一部修正して継続）

加工用米の需要に対応するため助成を継続する。

助成単価については、これまで県域枠のみで20,000円/10aの助成であったが、平成26年産においては、新たに加工用米に複数年契約（3年間）助成が設定されることから、県域枠の単価は減額するが、総額で前年を上回る額となるよう設定する。

a 助成単価

12,000円/10a（計画面積 560ha、3,000トン）
（複数年契約で別途12,000円/10a助成）

b 要件

- ①生産性向上のための取組み
- ②コスト低減のための取組み
- ③生産の団地化、集積に資する取組み
- ④共同乾燥施設の活用、収穫機械等の共同利用
- ⑤前年度に不作付地だった水田での取組み

(イ) 飼料用米助成（一部修正して継続）

飼料用米については、国の制度改正により多収性の専用品種を作付けした場合に助成金が12,000円/10a上乗せされる。

平成26年産においては、多収性の専用品種での取組は限定的にならざるを得ないと想定されることから、専用品種以外での取組みに対する支援を設定する。

a 助成単価

10,000円/10a（計画面積 1,200ha、6,444トン）

b 要件

- ①コスト低減のための取組み
- ②生産の団地化、集積に資する取組み
- ③共同乾燥調製施設の活用、収穫機械等の共同利用
- ④前年度に不作付地だった水田での取組み

(ウ) 地力増進作物等助成（継続）

「米作付困難地域における地力増進作物等助成」については、東日本大震災から３年を経過し、パイプライン等水利施設等の復旧が進んだものの、依然として水稻作付が困難な水田が存在するため助成を継続する。

a 助成単価

１０，０００円／１０a （計画面積 ３０ha）

b 対象地域

次のいずれかの水田とする。ただし、福島県営農再開支援事業を活用して地力増進作物等を作付けできる水田を除く。

①「東日本大震災に伴う水稻作付困難地域畑作促進緊急措置について」に基づく、水稻作付困難地域指定申請書の地域内にある水田

②津波被害を受けた水田のうち、塩分濃度が高い等により水稻作付けが困難な水田

③平成２５年産米の放射性物質調査で１００Bq/kg 超が確認された旧市町村内にある水田

【追加配分】

(I) 備蓄米助成（一部修正して継続）

主食用米の需給調整の取組を推進するため、落札数量に応じて国から追加される配分枠を活用し、備蓄米への助成を継続する。

単価は、国からの交付単価とする。

a 助成単価

７，５００円／１０a （計画面積 ３，７２４ha、２０，０００トン）
（優先枠の数量）

b 要件

国の備蓄米として落札したもの

(オ) 複数年契約助成（新規）

加工用米について、３年間以上の契約による取組に対して国から追加される配分枠を活用し助成する。単価は、国からの交付単価とする。

なお、(ア)の加工用米助成との重複助成を可能とする。

a 助成単価

１２，０００円／１０a

b 要件

３年間以上の契約に基づく取組

(カ) 多収性専用品種助成（新規）

飼料用米、米粉用米について、多収性専用品種による取組に対して国から追加される配分枠を活用し助成する。単価は、国からの交付単価とする。

a 助成単価

12,000円/10a

b 要件

多収性専用品種（「米穀の需給調整実施要領」別紙3別表に記載された品種及び「たちすがた」又は「アキヒカリ」）による取組

(キ) そば・なたね助成（新規）

平成26年度より水田活用の直接支払交付金から産地交付金に移行するそば・なたねの取組に対して助成する。

a 助成単価

20,000円/10a

b 要件

農協等と実需者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。

※・各助成の要件等は、東北農政局との協議を経て後日決定される。

・「飼料用米助成」「地力増進作物等助成」及び「加工用米助成」の合計所要額が調整後の配分枠を超過した場合は、単価調整を行う。

イ 地域枠の設定

(ア) 地域協議会に対する配分は、25年度の配分額(632,983千円)と次の基準により算出した額の合計額とする。

a 生産数量目標の減少面積に6,100円/10aを乗じた額

(85,051千円)

b 県全体に占める田本地面積のシェアに応じた額

(139,000千円)

c 水田における主食用米以外の作物作付面積のシェアに応じた額

(278,000千円)

(イ) 地域枠の未活用額については、県域枠として活用する。

(109,536千円)

議案第2号関係 参考資料

26年度産地交付金の活用について（案）

H26.1.24

1 県域助成

県域助成については、非主食用米に助成するとともに、作付実績等に応じて国から追加配分される交付金については他の取組との調整は行わず、国の交付単価で取組者に助成する。

【当初配分】

		想定面積	
(1) 加工用米助成	12,000円/10a	560ha	(67,200千円)
(2) 飼料用米助成（一般品種）	10,000円/10a	1,200ha	(120,000千円)
(3) 地力増進作物等助成	10,000円/10a	30ha	(3,000千円)
			計 190,200千円

【追加配分】

(4) 備蓄米助成	7,500円/10a	3,724ha	
(5) 複数年契約助成	12,000円/10a	(加工用米)	
(6) 多収性専用品種助成	12,000円/10a	(飼料用米、米粉用米)	
(7) そば・なたね助成	20,000円/10a		

2 地域助成

地域協議会等に対しては、前年の産地資金の当初配分(632,983千円)をベースとした上で、次の基準により配分する。

(1) 米の生産数量目標の減少面積に6,100円/10aを乗じた額	(85,051千円)
(2) 県全体に占める田本地面積のシェアに応じた額	(139,000千円)
(3) 主食用米以外の作物作付け面積のシェアに応じた額	(278,000千円)
計1,135,034千円	

なお、地域協議会の未活用額については、引き上げて県域枠等で活用する。

109,536千円

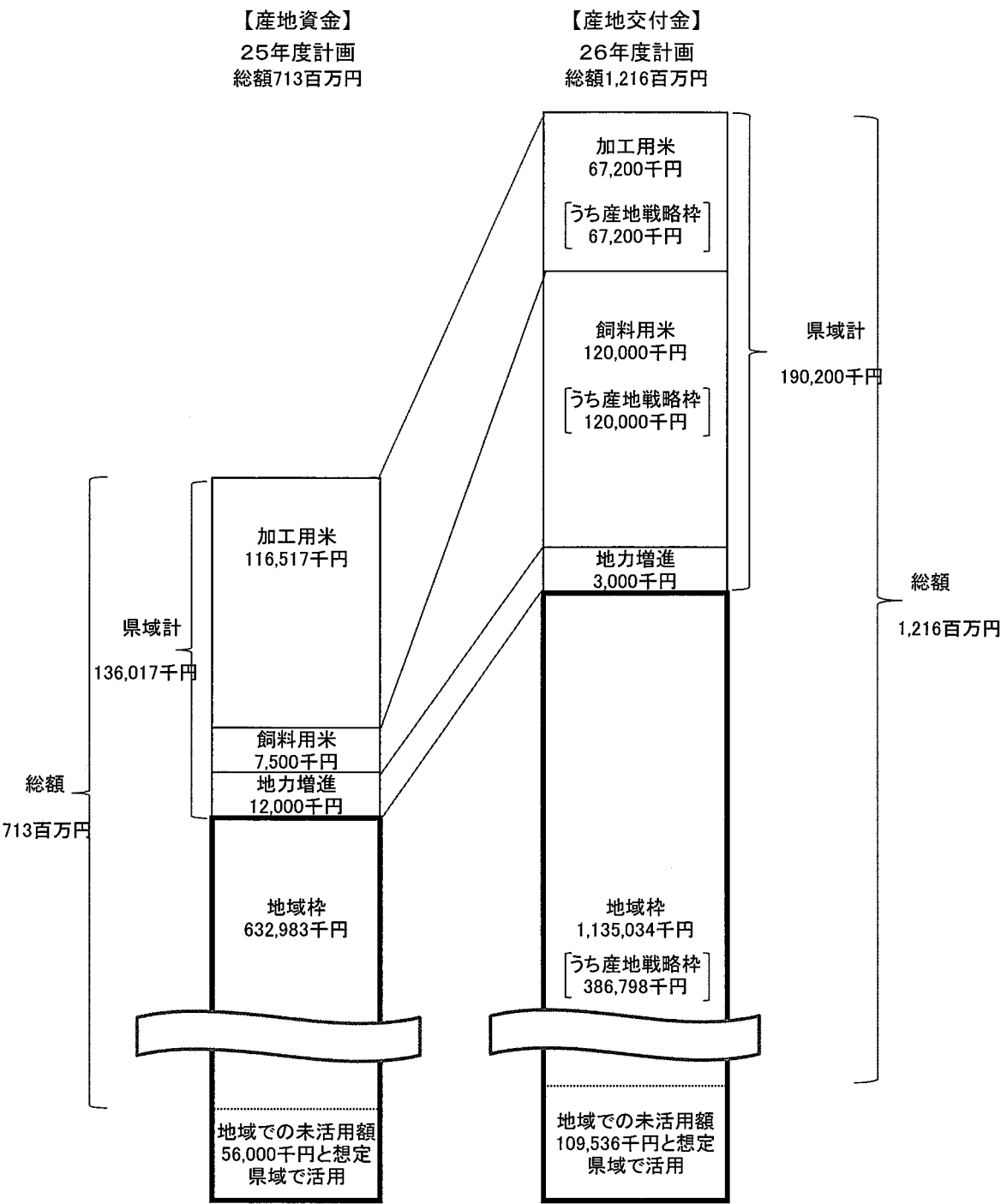
【助成単価の前年度との比較】

助成の名称		26年度助成単価	25年度助成単価
加工用米助成	単年度契約	12,000円/10a	20,000円/10a
	複数年契約	24,000円/10a	
飼料用米助成	一般品種	10,000円/10a	1,000円/10a
	専用品種	12,000円/10a	
地力増進作物等助成		10,000円/10a	10,000円/10a
備蓄米助成		7,500円/10a	15,000円/10a
そば・なたね助成		20,000円/10a	20,000円/10a ※

※25年度のそば・なたねに対する助成は、水田活用の直接支払交付金の「戦略作物助成」である。

産地交付金(産地資金)の活用について(案)

平成26年1月24日



※備蓄米助成、複数年契約助成、多収性専用品種助成、そば・なたね助成は、取組実績に応じて追加配分される予定であり、表示していない。

5 産地戦略枠の創設について

○ 平成26年度の産地交付金については、地域の特色ある魅力的な産品（主食用米を除く）の産地づくりに向けた取組をさらに支援する観点から、産地戦略枠の創設（180億）等により平成25年度に比べて264億円増額し、804億円となったところ。

○ 産地戦略枠の具体的な使途としては、

- ① 農業・農村の所得増加につながる作物生産の取組
- ② 生産性向上等、低コスト化に取り組む作物生産の取組
- ③ 地域特産品など、ニーズの高い産品の産地化を図るための取組を行いながら付加価値の高い作物を生産する取組

に、産地戦略枠を充てるものとする。

○ また、各県は国からの産地戦略枠の配分（活用可能額の上限の提示）を受けて、

- ① 水田フル活用ビジョンに上記①～③の取組の目的を明らかにした上で、3年後の取組面積、生産量等の客観的な目標を記載するとともに、
- ② これらの目標の達成に資することとなるような取組内容・単価を設定するものとする。

○ このほか、産地戦略枠については、

- ① 食料自給率の向上や所得倍増に直接寄与しない作物（景観形成作物等）への助成
- ② 支援単価が5万円/10a以上となるような助成

は、不可とする。

※ なお、

- ・ 従来枠から産地戦略枠への振替については、平成27年産以降においても徐々に行う
- ・ 3年後の目標の達成の度合いに応じ、各県の産地戦略枠の配分額の調整を行うこととする。

平成26年産備蓄米・加工用米・飼料用米等の生産者手取り額のイメージ(試算)

平成26年1月24日

項 目	単位	数式	備蓄米	加工用米 (3か年契約)	加工用米 (単年契約)	飼料用米 (専用品種)	飼料用米 (一般品種・平均反収)	主食用米	
								数量目標内	地域間調整
収量水準	kg/10a	A	537	537	537	687	537	537	537
交付金等	米の直接支払交付金 水田活用直接支払交付金	円/10a	B	0	20,000	20,000	105,000	80,000	7,500
	産地交付金(県域)	円/10a	C	7,500	12,000	12,000	0	10,000	0
				12,000		12,000			
60kg当たり交付金等	円/60kg	$D = ((B + C) / A \times 60)$	838	4,916	3,575	10,218	10,056	838	838
販売価格(消費税別)	円/60kg	E	12,400	8,500	8,500	1,500	1,500	13,366	13,366
流通諸経費	円/60kg	F	1,500	1,750	1,750	1,500	1,500	2,100	2,100
地域間調整料金	円/60kg	G	—	—	—	—	—	—	1,200
生産者手取り額(60kg当たり) (交付金等含む)	円/60kg	$H = D + E - F - G$	11,738	11,666	10,325	10,218	10,056	12,104	10,904
生産者手取り額(10a当たり) (交付金等含む)	円/10a	$I = H / 60 \times A$	105,055	104,413	92,413	117,000	90,000	108,331	97,591

(備考)販売価格の算出根拠

主食用米	25年産「中通りコンヒカリ」の相対価格(H25.11)
備蓄米	25年産相対取引価格を参考に設定
加工用米	県内集荷事業者等からの聞き取りを参考に設定
飼料用米	県内集荷事業者等からの聞き取りを参考に設定

流通諸経費については、県内集荷事業者等からの聞き取りを参考に設定
生産費については、同一条件で生産していると仮定し、比較試算に含めていない。